

平成 30 年 5 月 30 日
官民競争入札等監理委員会

**第 213 回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果**

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業について、本委員会運営規則第 3 条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○評価（案）について

- (1) 「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号）の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。
 - ・（独）国立青少年教育振興機構／事務用電子計算機システム運用維持管理業務
 - ・ 法務省／地方入国管理局等の在留手続の窓口業務（平成 29 年度開始）

- (2) 引き続き民間競争入札を実施するとされた事業
 - ・ 農林水産省／行政情報システムの運用管理業務
 - ・ 国土交通省／空港有害鳥類防除業務（熊本、宮崎、鹿児島、那覇空港）
 - ・ 文部科学省／地震調査研究推進本部の評価等支援事業

以上